

## 富山県公害防止条例により規制している工場又は事業場の特定施設（騒音）

### 1．金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
- (6) せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーマリングマシン
- (9) プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。）
- (10) タンブラー

(11) 自動やすり目立機（原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る。）

(12) ニューマチックハンマー（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

(13) 高速切断機（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

### 2．圧縮機及び送風機及び蒸気タービン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

### 3．粉砕機

- (1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

(2) 食料品加工粉砕機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

(3) その他の用に供する粉砕機（粉砕機及び磨砕機を含み、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

### 4．繊維機械（原動機を用いるものに限る。）

- (1) 織機（原動機を用いるものに限る。）

(2) 紡績機械

(3) 編組織（原動機を用いるものに限る。）

(4) 撚糸機（原動機を用いるものに限る。）

### 5．建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
- (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）

### 6．木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木

工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

- (5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

(6) たてのこ盤(原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)

- (7) かな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

7.抄紙機

8.印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

9.合成樹脂用射出成形機

10.鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

11.電気炉(変圧器の定格出力が 500 キロボルトアンペア以上のものに限る。)

12.ファスナー自動植付機

13.集じん装置(送風機を使うものに限る。)

14.ディゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が 7.5 キロワット未満のものを除く。)

15.走行クレーン

(1) 天井走行クレーン(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

(2) 門型走行クレーン(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

(注)表中のうち青字で二重下線有りのものは、富山県公害防止条例独自の特定施設であり、富山県下全域において規制が行われる。

**規制基準**(特定工場等の敷地境界線上における許容限度)

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準(単位デシベル)		
	昼間(午前8時から午後7時まで)	朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日午前6時まで)
第1種区域	45	40	40
第2種区域	55	45	40
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	63
その他の区域	60	55	50

第1種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

第2種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用区域の境界線から当該工業専門地域内に50メートルの範囲内の区域に限る。)

その他の区域:上記の区域を除くすべての区域

- ( 1 )第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあつては 65 デシベル、朝夕にあつては 60 デシベル、夜間にあつては 55 デシベルとする。
- ( 2 ) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第 2 種区域の夜間の基準を除く。）から 5 デシベルを減じた値とする。